

大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。  
(第9号関係)

- **学生の修学の支援について**

〔奨学生制度〕

建学の精神を理解し、人物・成績ともに極めて優秀で経済的な事情で修学が困難な者に対して、授業料の減免を行う。

〔特待生制度〕

建学の精神を理解し、高校3年間を通して特に優れた技能、表現能力及び高いスポーツ能力を有し、かつ人物として優れ、経済的な事情で修学が困難な者に対して、授業料の減免を行う。

〔オリエンテーション〕

新入生オリエンテーションにおいて、学生生活、大学行事、教育課程、各種施設、サークル等の案内を行う。また、学科別研修を通じて入学生相互、または学科教員とのコミュニケーションを深めスムーズな大学生活の導入を図る。

〔初年次教育、キャリア教育〕

授業を受ける上で必要な初年次教育や、2年間を通して、社会人として必要な能力を培う授業を開講し「総合的」「キャリア」教育を行う。

〔クラス、ゼミ制〕

クラス、ゼミ制を導入しており、担当教員が入学から卒業、就職または進学まで充実した大学生活を送れるよう保護者と連携をしながら個別指導を行う。

〔学生支援部〕

学生支援部長を中心として各学科委員、事務職員で構成し、厚生補導及び進路指導等を行う。

〔学友会〕

学友会活動を通じて学術の研究と共に各種の部（または研究会）及び同好会（クラブ）等を通じて、学生同士の親睦を図る活動の支援を行う。

また、大学祭や卒業パーティーの開催に関して、指導及び支援を行う。

〔外国人留学生支援〕

現在各国からの留学生が多いため、学生支援室を設置し、講義から日常生活に至るまで異国の地で不安が起きても解決出来るように支援をしている。また、日本人学生と同様の講義はもとより留学生科目として日本語に関する科目を特別に設け不足する語学力の支援を行っている。

- **進路選択支援について**

学生支援室を設け、民間企業をはじめ各種施設、団体等の求人情報、パンフレットを開架し就職の斡旋、開拓、履歴書の記入等、就職活動の支援を行っている。

また、学生情報を共有し、教職員の一貫した進路指導を強化している。

- **心身の健康等に関する支援**

保健室に養護教諭を1名配置し、体調不良の場合など対応できるようにしている。学校保健法、結核予防法に基づき定期健康診断を実施し全学生に結果を配布し必要な学生には学校医への相談及び医療機関の受診等の指導を行っている。

学内での不慮のケガ、事故に対しては「学生教育研究傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」に全学生が加入している。

また、身体だけではなく、心の問題を抱える学生のサポートとして『学生相談室』を設置し、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家として週に1回臨床心理士の配置を行っている。